

七尾市文化協会 慶弔規程

第1条 この規程は、七尾市文化協会会則第32条に基づき、本会に在任する役員の慶弔に関し、必要な事項を定める。

第2条 本会の役員に慶弔があったときは、次の各号に掲げる区分により慶弔慰金をおくる。

(1) 役員に慶弔があったときは、祝・弔電及び香典をおくる。

附則1 平成17年4月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則2 この規程は、平成27年5月23日から改正し、適用する。